（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定化学物質の濃度の測定） **第十条**　令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場、石綿分析用試料等（令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。以下同じ。）を製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。 2～8　（略） （石綿の濃度の測定） **第十条の二**　令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場及び石綿分析用試料等を製造する屋内作業場に限る。）における空気中の石綿の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。 2　（略）	（特定化学物質の濃度の測定） **第十条**　令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。 2～8　（略） （石綿の濃度の測定） **第十条の二**　令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場に限る。）における空気中の石綿の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。 2　（略）

○農林水産省告示第九百六号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成三十年一月一日から同年三月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成三十年四月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、七八二、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、六〇九、二〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二五二、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二六二、七〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、三九四、五〇〇円

○経済産業省告示第八十六号

発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第三条第一項の規定に基づき、次のように地点を指定したので、告示する。

平成三十年四月二十日

経済産業大臣　世耕　弘成

1　岩手県盛岡市川目地内
2　山形県西置賜郡小国町
3　栃木県日光市川治温泉川治

○国土交通省告示第六百十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
奥州市水沢区真城字西大深沢二番一から同市胆沢区小山字笹森七四番五まで	前	最大　三一八 最小　三四	六〇七
	後	最大　三〇八 最小　三四	

○国土交通省告示第六百二十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	奥州市水沢区真城字北舘二四番一から同市胆沢区小山字笹森一五〇番二まで	平成三十年四月二十一日十五時

○国土交通省告示第六百二十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
小城市小城町畑田字散一本一割二八四五番五から同市小城町岩蔵字西谷二角二一〇三番一まで	前	最大　八七 最小　四九	七六
	後	最大　九二 最小　五八	